

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの平成23年3月分から平成27年11月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人のうちの1名が半身まひ状態での避難であったこと等を考慮し、当該申立人には東京電力に対する直接請求手続で支払われた月額1万5000円とは別に月額1万5000円が、その主たる介護者には月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1，同X2，及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

損害項目 ア 精神的損害（申立人X1，日常生活阻害慰謝料）
85万5000円

（期間 自 平成23年3月11日
至 平成27年11月30日）

イ 精神的損害（申立人X2，日常生活阻害慰謝料）
171万円

（期間 自 平成23年3月11日
至 平成27年11月30日）

ウ 精神的損害（申立人X3，日常生活阻害慰謝料）
3万円

（期間 自 平成23年3月11日
至 平成23年3月31日）

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人らに対し、前項の合計金259万5000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年8月29日

（仲介委員 梶田 由貴）